

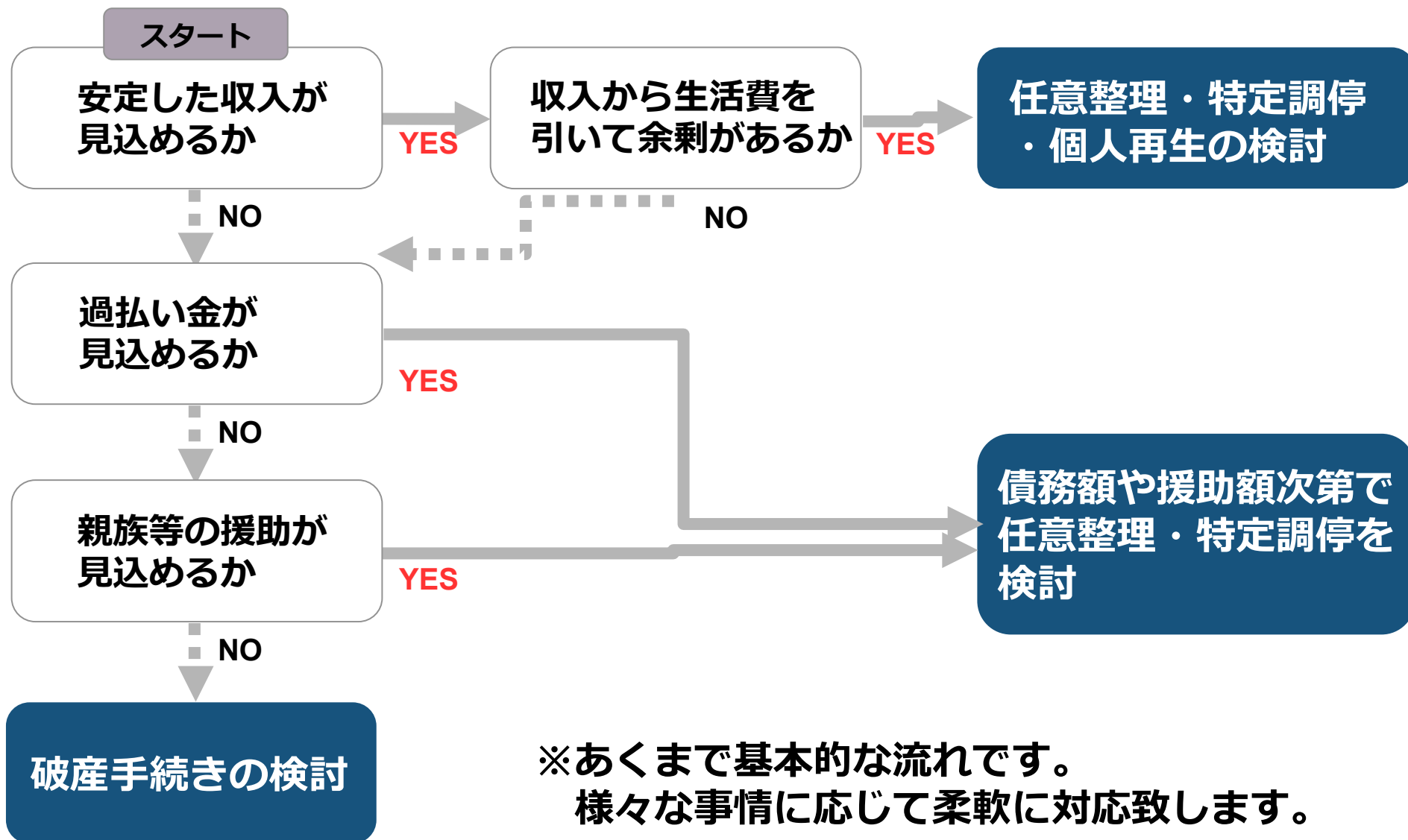
債務整理手続きのご案内

1 債務整理手続きの種類

手続き	概要	信用情報機関の登録	官報への掲載	○ メリット	✕ デメリット
任意整理 (再建型)	裁判所などの公的機関を利用せずに、消費者金融やクレジット会社と交渉をして、債務の減額や返済方法について和解を求める手続です。多くの場合、司法書士（債務額が140万円以下の場合のみ）や弁護士が代理人となって行います。	あり	なし	<ul style="list-style-type: none"> 公的な手続きではないので、債務者ごとに対応を変えるなど柔軟な交渉が可能です 裁判所へ出頭する必要がないため、手間が少なく済みます 	<ul style="list-style-type: none"> 任意の交渉なので、債権者の協力が得られない場合があります 原則として、利息制限法の範囲内でしか元本の減額は望めません (一括返済であれば交渉の余地はあります)
特定調停 (再建型)	裁判所を介して、債権者と返済方法を話し合う方法です。簡単に言えば、裁判所を利用した任意整理といえます。利用するに当たっては、債務を3年程度で返済できるか、総債務額の2%以上を毎月返済できるかが目安となります。	あり	なし	<ul style="list-style-type: none"> 専門家に頼らなくても手続きができます 専門家に頼らない場合、費用が安く済みます 任意整理に協力してくれない債権者だけを相手方とすることもできます 	<ul style="list-style-type: none"> 調停後に支払を延滞すると、差押などを受ける可能性があります 原則として、利息制限法の範囲内でしか元本の減額は望めません 調停委員はあくまで公平な立場なので、債務者の味方をしてくれる訳ではありません
個人再生 (再建型)	債務の元本を大幅にカットし、原則3年間で返済していく裁判所の手続きです。利用する条件として、債務総額が5,000万円以下（住宅ローンなどは除く）の個人で、将来一定の収入を得ることが見込まれるということが定められています	あり	あり	<ul style="list-style-type: none"> 大幅な元本の減額ができます → 債務額の1/5か100万円の高い方 債権者から個別に同意を得る必要がありません 	<ul style="list-style-type: none"> 提出するものなどが多く、手続きが煩雑です 保証人には手続きの効力が及びません 手続きに際して裁判所に納める金額が大きくなる場合があります
自己破産 (精算型)	多額の借金により経済的に破綻してしまい、自分の資力では完全に返済できなくなったときに、裁判所を介して債務を免責してもらう手続きです。自己の財産は、最低限の生活用品を除いて、全て換価して全債権者に公平に弁済されます。	あり	あり	<ul style="list-style-type: none"> 裁判所に認められると、全ての債務が免除されます 今後の収入の見込みが条件になりません 	<ul style="list-style-type: none"> 浪費などが原因である場合、債務の免除が認められない場合があります 保証人には手続きの効力が及びません 資産価値のある財産（家や高価な車など）は手放すこととなります 資格制限があります（士業や警備員など）
過払金 返還請求	違法な金利に基づく返済をしていた場合、返済しすぎたお金を返すよう求める手続きです。上記の各手続きと併用することもあります。	なし (※注)	なし	<ul style="list-style-type: none"> 取り戻した金銭を、債務の返済や生活資金に充てることができます → 債務整理方法の選択に影響することもあります 	<ul style="list-style-type: none"> 特にありません

(※注) 引き直し計算を行った後に債務が残ってしまう場合や、連続3回以上の滞納がある場合は登録されます

2 手続き選択のフローチャート



※あくまで基本的な流れです。
様々な事情に応じて柔軟に対応致します。

3 お手続きの流れ

各債権者へ受任通知(※)を送付

(※) 債務整理手続きを開始しますという通知です。
これ以降、基本的に督促などはなくなります。
この時点で信用情報機関に登録される可能性が高くなります。

頂いた資料や債権者から取り寄せる取引履歴を基に債務額を確定

家計簿の作成及び費用の積立て

適切な手続きの再検討

手続き開始

4 - 1 自己破産手続きにつままして ①

最大の特徴

裁判所に認められれば債務が免除される



他の債務整理手続きは、債務の額を減らして返済していくことが目的です。

したがって、安定した収入が見込めない場合や、債務の額が大きく返済が困難な場合は、破産手続きによって債務をなくし^(注)、生活を再建することを検討します。

(注) 税や社会保険料は、破産手続きによっても免除されません。

したがって、各役場の担当者に分割納付の相談をして、無理なく納付できる状況を作ります。
納付の意思があれば、役場も相談に応じてくれます。



「破産すると住民票や戸籍に載る」「選挙権がなくなる」「会社をクビになる」
このような情報が飛び交っておりますが、いずれも正しくありません。

戸籍や住民票に載ることはありませんし、選挙権を失うこともありません。
会社は、社員が破産したことを理由に解雇することはできません。

実際に生じるデメリットについては、次ページ以降でご案内致します。

4 - 1 自己破産手続きにつつまして ①

最大の特徴

裁判所に認められれば債務が免除される



他の債務整理手続きは、債務の額を減らして返済していくことが目的です。したがって、安定した収入が見込めない場合や、債務の額が大きく返済が困難な場合は、破産手続きによって債務をなくし^(注)、生活を再建することを検討します。

(注) 税や社会保険料は、破産手続きによっても免除されません。

したがって、各役場の担当者に分割納付の相談をして、無理なく納付できる状況を作ります。

納付の意思があれば、役場も相談に応じてくれます。



「破産すると住民票や戸籍に載る」「選挙権がなくなる」「会社をクビになる」このような情報が飛び交っておりますが、いずれも正しくありません。戸籍や住民票に載ることはありませんし、選挙権を失うこともありません。会社は、社員が破産したことを理由に解雇することはできません。

実際に生じるデメリットについては、次ページ以降でご案内致します。

4 - 2 自己破産手続きにつままして ②

自己破産手続きに伴うデメリット

1. 信用情報機関に登録される

いわゆる「ブラックリストに載る」と言われるものです。登録されますと、5～7年程度は新たな借入・ローンの利用などができなくなります。これほどのような債務整理手続きによっても避けられず、自己破産だけに生じるデメリットというわけではありません。

2. 国の広報誌「官報」に住所・氏名が掲載される

官報に掲載され、誰もが目にすることができる状況になりますが、官報の存在自体が一般的に知られているとは言いがたく、一般の方々が官報を見ることはまずないと考えられます。

3. 免責不許可事由があると債務がなくなるしない

自己破産手続きを利用して債務をなくすためには、裁判所から「債務を免除して良い」という意味の「免責許可決定」を得る必要があります。これは、借入の原因が浪費やギャンブルである場合や財産を隠していた場合などには認められません。

4 – 3 自己破産手続きにつつまして ③

4. 知人・会社・親族からの借入がある場合、破産申立を知られてしまう

破産手続きにおいては、全ての債権者を裁判所に報告する必要があり、各債権者には、破産申立の事実が知られることとなります。

5. 資産価値の高い財産を手放すことになる

破産とは、自分が持っている財産をすべての債権者に平等に平等に分配する手続きです。したがって、マイホームや高価な車などは手放すこととなります。

6. 保証人に破産の効力が及ばない

免責決定を得て自分自身の債務がなくなっても、保証人の債務はなりません。したがって、各債権者は保証人に返済を迫ることとなります。

5 私たちがお手伝いできるサービス

1

特定調停・個人再生・自己破産の申立書類作成

付随する諸手続きについてもお手伝いさせていただきますが、あくまでご自身による申立になりますので、お手続きによっては裁判所に出頭して頂くこともあります

2

任意整理をご選択された場合、弁護士のご紹介

(債務額が140万円を超える場合)

任意整理について、司法書士が代理人となって債権者と交渉できるのは140万円を超えない事案のみです。したがって、任意整理をご希望の場合は、弁護士をご紹介させていただきます。